

請 願 文 書 表

受 理 番 号	請 願 第 2 5 号
件 名	労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の提出について
紹 介 議 員	渡辺有子, 小山哲夫, 明戸和枝, 風間ルミ子, 飯塚孝子, 野本孝子, 渡辺和光, 加藤大弥, 南まゆみ, 山際 務, 細野弘康, 青木 学, 小泉仲之, 小林義昭, 本岡良雄, 栗原 学, 深谷成信
要 旨	<p>我が国は、働く者のうち約9割が雇用関係のもとで働く雇用社会です。この雇用社会日本の主人公である雇用労働者が、安定的な雇用と公正な処遇のもとで安心して働くには、労働者保護ルールの堅持が不可欠です。それにもかかわらず、産業競争力会議や規制改革会議では、成長戦略の名のもとに解雇の金銭解決制度やホワイトカラー・イグゼンプションの導入、解雇しやすい正社員をふやす懸念のある限定正社員の普及など、労働者を保護するルールの後退が懸念される議論がなされています。働く者の犠牲の上に成長戦略を描くことは決して許されることではなく、むしろ政府が掲げる経済の好循環とは全く逆の動きであると言えます。また、こうした検討が働く者の代表がいないところで一方的に進められていることも大きな問題です。</p> <p>国会に提出されている労働者派遣法の改正案は、業務区分による派遣期間制限を撤廃し、実質的に派遣労働を永続的に受け入れることを可能とするものです。派遣は臨時的・一時的働き方の原則と均等待遇原則が盛り込まれず、2012年改正法で明確にされた労働者保護に逆行する改悪法案と言わざるを得ません。</p> <p>また、産業競争力会議や規制改革会議の議論は、労働者保護ルールそのものにとどまらず、労働政策に係る基本方針の策定のあり方にも及んでおり、労使の利害調整の枠を超えた総理主導の仕組みを創設することも提言されています。雇用・労働政策は、ILOの三者構成原則に基づき労働政策審議会において議論すべきであり、こうした提言は、国際標準から逸脱したものと言わざるを得ません。</p> <p>こうした現状に鑑み、新潟市議会において、地方自治法第99条の規定に基づき、下記の内容を柱とする労働者保護ルール改悪反対を求める意見書を採択の上、国会及び関係行政庁に提出くださるようお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 不当な解雇として裁判で勝訴しても企業が金銭さえ払えば職場復帰の道が閉ざされてしまう解雇の金銭解決制度、解雇しやすい正社員をふやす懸念のある限定正社員制度の普及、長時間労働を誘発するおそれのあるホワイトカラー・イグゼンプションの導入などは行うべきではない</p>

	<p>こと。</p> <p>1 雇用・労働政策に係る議論はILOの三者構成主義にのっとり、労働者代表委員、使用者代表委員、公益委員で構成される労働政策審議会で行われるべきであること。</p> <p>1 第186通常国会に労働者派遣法の改正法案が提出されているが、低賃金や低処遇のままの派遣労働の拡大につながりかねない法改正ではなく、派遣労働者のより安定した直接雇用への誘導と処遇改善に向けた法改正を行うべきこと。</p>
<p>付 託 年月日 委員会</p>	<p>平成26年6月17日 文教経済常任委員会</p>
<p>受 理</p>	<p>平成26年6月11日 第120号</p>